

大 個 審 第 2 4 号
(答申第313号)
平成29年11月30日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 野田 崇

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

大阪府個人情報保護条例第7条第5項及び第8条第4項の規定により、平成29年11月17日付け情公第1551号で諮問がありました「個人情報の取扱いに関する意見について(センシティブ情報の収集禁止原則の例外事項及びオンライン結合を用いた個人情報の提供についての基準の見直し)」については、審議の結果、別紙のとおりとし、また、下記事項に配慮することを前提に、適当なものと認めましたので答申します。

記

- 1 要配慮個人情報の収集禁止の原則の例外事項について、当該事項に該当するとした事務事業については本審議会への諮問を要しないが、その該当について判断し難いもの、該当するものの慎重な取扱いを要すると判断される場合に当たっては、本審議会の意見を聴取すること
- 2 オンライン結合を用いた個人情報の提供の基準については、本人の同意を得ることが特に困難な場合に限り、その代替措置を認めるものであるが、本措置を安易に適用することなく、可能な限り、本人の同意を得るよう努めること

(答申に関与した委員の氏名)

野田崇、赤津加奈美、熊本理抄、島村健、柳井健一